

第6章 障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画の推進に向けて

1 計画推進のために

本計画では、「障害者基本計画」で定めた目標達成のための主要な取組みの実施を図るとともに、「障害福祉計画・障害児福祉計画」では成果目標及び成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め事業を実施していきます。

本計画の推進に当たっては、障害当事者や障害者福祉・地域福祉関係者などで構成される「八王子市障害者地域自立支援協議会」及び同協議会の下部組織の場において、計画の進捗状況を報告し、地域の状況や参加者の意見等を踏まえて進行管理を行います。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第89条の3

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

トピックス

「障害者地域自立支援協議会」とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定に基づき、だれもが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会とともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯全ての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会を設置しています。

また、市が取組むべき地域課題等について、分野別に深く議論できる場として、同協議会には、権利擁護推進部会、地域移行部会、就労支援部会、子ども部会、地域継続支援部会の5部会を設置し、課題解決に向けて活動しています。

2 計画の達成状況の点検と評価

本計画の推進にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においても定められているように、計画に定める事項について、定期的に調査、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じることが必要です。

そのため、本市では、障害者地域自立支援協議会において、1年に1回その実績を報告し、P D C Aサイクルを活用した計画の分析・評価・改善を行います。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第88条の2

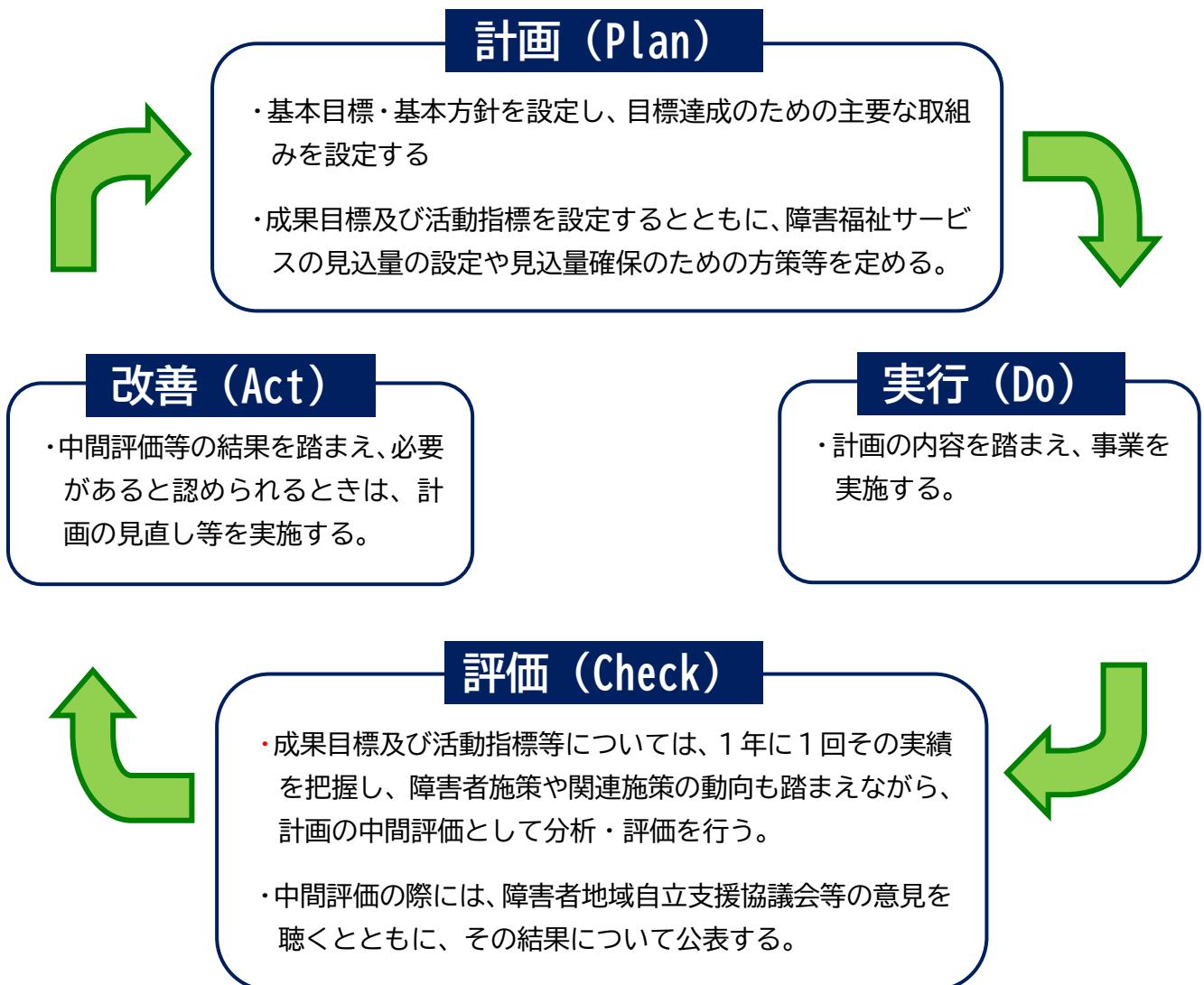
市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

トピックス

「P D C Aサイクル」とは

様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（P l a n）」、「実行（D o）」、「評価（C h e c k）」、「改善（A c t）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへつなげていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

«障害福祉計画におけるP D C Aサイクルのイメージ»



3 中間見直し

国は、障害福祉計画及び障害福祉計画について、3年を一期として計画を作成することを基本とし、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間における計画策定の基本指針を設定し、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定めています。

令和8年（2026年）には、障害福祉計画及び障害福祉計画について、本市の計画期間の後半にあたる令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間の計画策定の基本方針を示し、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等について定める予定です。

本市では、令和8年（2026年）の国の基本方針等の見直し時期に合わせ、社会情勢の変化や地域の実情等を鑑みながら、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の中間見直しを行います。